

東京都感染症予防計画の改定について①

資料 2

感染症予防計画

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、国が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「国基本指針」という。）に即して、**都道府県が策定する感染症の予防のための施策の実施に関する計画**（令和 4 年の感染症法改正により新たに保健所設置区市も一部事項に関する**計画の策定が必要**）
- 都においては、「東京都感染症予防計画」（以下「都予防計画」という。）として、**都における感染症対策の基本計画**に位置付けて策定しており、直近では平成30年3月に改定

検討の方向性

- 感染症法や国基本指針の改正を踏まえ**記載事項を追加**するほか、新型コロナ感染症への対応を踏まえ、**保健・医療提供体制の確保等にかかる数値目標**（病床数、発熱外来医療機関数等）を設定
⇒ 追加する記載事項や数値目標の項目については、別紙参照
- 計画改定に当たっては、都と保健所設置区市、関係団体等で構成される**連携協議会等で協議**
- 保健医療計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、健康危機対処計画等の**関係計画との整合性**を図る
- 都がこれまで行ってきた新型コロナ感染症への対応における、**専門家の知見の活用**や区市町村、保健所、医療機関等の**関係機関と連携して取り組んだ対策の成果等**を踏まえ、具体的な**記載内容を検討**
- 前回改定（平成30年）以降の**都内における感染症発生状況等の変化**を踏まえ、**総合的に内容を検討**